

(要領様式第 1 号)

## 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成 20 年長野県条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

27 北信地環第 16-1 号  
平成 27 年 5 月 13 日  
長野県北信地方事務所長

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書（産業廃棄物処理施設の設置許可）

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 33 条第 1 項	事業計画概要書	○
(2) 条例第 37 条第 2 項 (第 37 条第 5 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 39 条第 1 項	事業計画書	
(4) 条例第 42 条第 5 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 46 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 48 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事項	内 容(該当する項のみに記載する)	
条例第 33 条	①氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	中野市大字越 1236 株式会社市川商会 代表取締役 市川 真一
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	中野市大字竹原 1727-4 他
	③廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破碎）（新たに 2 台の破碎機を追加）
	④処理を行う廃棄物の種類	がれき類
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	①がれき類の破碎施設 640 t / 日 (80 t / 時 8 時間稼働) ②がれき類の破碎施設 960 t / 日 (120 t / 時 8 時間稼働)
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新 旧
条例 33 条	⑦周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市竹原地区、下高井郡山ノ内町夜間瀬 神戸地区 (根拠) 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (5)
	⑧関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 中野市長、下高井郡山ノ内町長 周辺地域内に住所又は住居を有する者 周辺区域内に事務所又は事業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者 (根拠) 条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号

	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(開催日時) 平成 27 年 6 月 17 日 (水) 6:00～ 1 回目 平成 27 年 7 月 7 日 (火) 19:00～ 2 回目 (場所) 中野市大字竹原 440-1 竹原研修センター
	⑩事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	(縦覧場所) 長野県北信地方事務所環境課 (期間) 平成 27 年 5 月 14 日 (木) ～ 6 月 12 日 (金) (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) (時間) 午前 8 時 30 分～午後 5 時

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第 34 条	○第 32 条第 2 項の関係市町村長 ○第 33 条第 2 項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12 号	提出期限 平成 27 年 6 月 12 日 (金) 提出先 長野県北信地方事務所環境課

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第 41 条の規定に基づく意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格 A 列 4 番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。